

# 戸田からの6/29 追加意見提起

2011年6月29日

門真市議会 日高議長 様  
公明党議員団 様  
緑風クラブ 様  
自民党新政クラブ 様  
門真市民クラブ 様  
共産党議員団 様

門真市議会議員 戸田ひさよし (無所属・鮮烈左翼)

新政クラブが6/22頃に出された「議会改革の協議・実施方法(案)」を読みました。

その内容全てに賛成するわけではないですが、何よりも「実のある議会改革」の進め方を具体的に出された事、分けても改善着手の緊急度・合意形成度についてAからDまで4段階の分類案を出し、「任意の協議会設置」(A~Cの3協議会)を提起し、全議員に検討と合意形成を呼びかけられた事を高く評価します。

「やっと本当に門真市議会の改革が協議されて滑り出していく」実感を感じて嬉しい思いです。

こういう観点から、7/1に行なわれる会派代表者協議会に向けて、私の追加提案や意見を以下に述べます。

1: 何をAに分類し、何をBやCに分類するかについては、意見が分かれる所もあらうと思いますが(私にも一部異論があります)、今大事な事は、とにもかくにも私も入った「任意の協議会」を作って顔を合わせて意見交換と協議を開始していく事だと考えます。

何をどこに分類するかについての異論や追加提案については、その「任意の協議会」の中で、緩やかに意見を出し合って協議していけばいいことであって、「まずは全会派議員が合意出来るものから実行していく、優先的に協議を進めていく」事にすればいいと思います。

まずは、顔を合わせて腹藏無く話し合っていく事から始めましょう。

2: この「任意の協議会」は性急に多数決で決議していく性質のものではないと思いますし、全議員によって構成される議会全体の問題ですから、「無所属議員はオブザーバー」というのはいかがかと思いますが、忌憚無く発言させてもらえれば、肩書きには別にこだわりません。

どうしても評決する必要が生じたら、「無所属は0.3票扱いにする」であっていいと思います。「無所属も1票とせよ」とは全然思っていないので。

当方は座長の指揮に従って、いたって紳士的に発言をしていく事をお約束します。

3: 今回の改革意見書では公明党のみが提起されている「議員登庁ランプの増設・更新」(新政クラブ案A分類)は、私も両手を挙げて賛成ですし、私もA分類にすべきだと考えます。

4: 私の提起のうちの「各議員の議案への賛否の公表」については、議会事務局に聞いたところ、「議会だよりの見直し」(新政クラブ案A分類)の中に含まれるものとして、「一覧表」の中には特に記載はしなかったとの事ですが、私はこれについては、現状で議会2ヶ月半後に発行される「紙の議会だよりのみ」だけでなく、「議会での議決事項は議会HPで速やかにその都度公表する」(議会HPの充実: 新政クラブ案A分類)事にも、そして「議事録にも掲載する事」にもまたがる事だと考えていますので、よろしくご理解・ご賛同願います。

分類としては「A分類」だと私も考えています。

5: 私の「6/1 意見提起」で書き忘れていた事として、「議員が傍聴者配布用に質疑質問原稿を作った場合は、それを傍聴者に配布する(具体的には傍聴受付机の上に置いて持ち帰り自由とする)」事を追加提起します。

これは条例規則の改定とも予算付けとも無関係で、すぐ実行出来る事なので、A分類にすべきと考えます。

なお補足して言えば、各議員の事情によっては、「本番までには傍聴者配布用原稿の作成が間に合わない」とか「本番では原稿配布をしたくない」場合もあらうと思うので、そういう時は議会終了後に議会事務局に原稿を置いておいて、希望者には渡す、という方式でもよいと思います。

もちろん、「市民配布用の質疑質問原稿は作りたくない」という自由も尊重するものです。

6：「政務調査費の見直し」（新政クラブ案 A 分類）の中身について新政クラブ幹事長に聞いたところ、「現行の『先渡し制』から、各議員支払い後に領主書等を提出してその都度その分の給付を受ける『後払い制』への変更を考えている」と聞きました。

その変更であれば、私も賛成です。

7：「議員政治倫理条例・要項の制定」について、新政クラブ案では「A 分類」となっていますが、これについては、条例・要項の文言によっては、「多数派議員による少数派議員の圧迫」になる危険性も無しとしますので、B 分類にして少し時間をかけた協議が必要ではないかと思えます。

A 分類については、条例の新設や改訂が不要で実務的・事務的に改善処理出来るものに限定した方が良いでしょうに思えます。

8：また、新政クラブ案では「議員報酬の見直し」についても A 分類とされていますが、これは B 分類か C 分類が適切だろうと、私は考えます。

私は「議員報酬の引き下げ」や「議員定数削減と抱き合わせの引き上げ」には反対です。

「議員報酬引き下げの臨時措置の解除や一部解除」自体には、私は賛成です。

「議員が汗を流す」べきは「行政の無駄を発見して指摘したり世論喚起したりして無駄な経費を削る」ことや、それに直結する「合理的で市民に開かれた行政や議会の実現」に「汗を流す」べき事であって、そのためには議員の調査経費・活動経費の保障がなければなりません。

世上言われる「議員の報酬の引き下げ」論は、それと全く逆行して議員議会の権能を弱体化させる「俗論おもねり」でしかありません。

9：新政クラブ案では「傍聴者への対応」について D 分類にしていますが、少なくとも「配布資料の拡充」などは実務的・事務的に改善処理出来るものであり、「市民への情報提供」の観点や「開かれた議会」の観点からも、A 分類にすべき事柄と考えます。

10：「請願の取り扱い」についても、新政クラブ案では D 分類にしていますが、少なくとも「請願者の趣旨説明の場の保障」などは、A 分類かせめて B 分類にすべき事柄と考えます。

とりあえず以上申し述べます。

また今回、参考資料として、鳥羽市議会での「全協や議運も含めたネット中継本格化」と、「4年前から議会改革を進めて、議会のネット中継や一問一答形式導入などを進めてきた那須塩原市議会」の新聞報道記事を提出します。